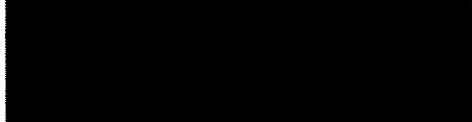


糸送系壳審査中の請原書・陳情について(企画総務委員会)

総務部 総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第17号 辺野古米軍新基地建設を中止とともに普天間飛行場の運用を停止し、代替施設について国民的議論で公正に解決することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、下記の事項について、政府及び関係機関に意見書を提出してください」 ・辺野古米軍新基地建設工事を直ちに中止し、普天間飛行場を運用停止にすること ・普天間飛行場の代替施設について、ゼロベースに立ち返り、日本国内に必要か否か、また一地域への一方的な押しつけとならないよう、沖縄県外の国民も当事者意識を持って国民的議論を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日</p>	<p>1 審査経過 ・令和元年6月17日 ・令和元年10月4日 ・令和元年12月2日 ・令和2年3月5日 ・令和2年6月12日 ・令和2年10月8日 ・令和2年12月1日 ・令和3年3月9日</p> <p>2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 辺野古新基地建設は平成25年に仲井眞沖縄県知事が埋め立て承認を行ったが、その後、知事に就任した翁長知事が平成27年に埋め立て承認には瑕疵があるとして取り消した。 (2) 国は承認の取り消しを沖縄県が撤回しないのは違法として訴訟を提起し、最高裁において国の勝訴が確定。 (3) その後、国による護岸建設、土砂の投入など埋め立て工事が開始されたが、沖縄県は平成31年2月に埋め立ての是非を問う県民投票を実施。開票の結果、反対が70%を超え、投票資格者の4分の1に達した。 (4) 県民投票の結果を受け、玉城知事は国に対し工事中止を求めているが、投票結果に法的拘束力はなく、新基地建設工事が進められている。 (5) 埋め立て海域の北東側で軟弱地盤の存在が明らかになり、これに伴う地盤改良工事のため、完成年度は計画当初より遅れる見通し。 (6) 令和2年10月には埋め立て予定区域全体の約4%が完了したと防衛省が公表。</p>	

4 請願・陳情者住所氏名



- (7) 県の「埋め立て承認の撤回」を国が取り消した裁決について、県が裁決の取り消しを求めた訴訟について、令和2年11月に那覇地裁が県の請求を却下する判決が出された。
- (8) 国が埋め立て予定区域にあるサンゴを環境保全のために別の場所へ移植するため、採捕を許可するよう県に行った申請に対して、県が諾否を示さなかったため、農林水産相が許可をするよう県に是正の指示をした行為が「国の違法な関与」だとして取り消しを求めた訴訟の判決が令和3年2月に福岡高等裁判所・那覇支部であり、県の請求は棄却された。